

省 令

○外務省令第八号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、旅券法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

外務大臣 茂木 敏光

旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前
	<p>(旅券の記載事項)</p> <p><b>第五条</b> 法第五条第四項の外務省令で定める事項は、本籍の都道府県名、生年月日、性別及び第三項の規定による呼称とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 申請者から、法第六条第一項第二号の氏名に加え、戸籍に記載されている氏名以外の呼称を併記することを希望する旨の申出があつた場合においては、我が国又は外国の政府機関又は地方公共団体の発行した書類その他これに準ずる書類により当該申出に係る呼称が社会生活上通用しているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が当該申出に係る呼称の併記が渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、当該申出に係る呼称を記載することができる。</p> <p>4 第二項の氏名及び前項の規定による呼称はヘボン式ローマ字によつて旅券面に表記する。ただし、申請者とその氏名又は呼称についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務大臣又は領事官が、出生証明書等により当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、この限りではない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>一〇三 [略]</p> <p>四 第三項の規定による呼称 (旅券の交付)</p> <p><b>第七条</b> 法第八条第一項の規定により一般旅券の交付を受ける者は、別記第五号様式による受領証又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 法第九条第三項又は法第十二条第三項の規定による渡航先の追加又は査証欄の増補をした一般旅券の交付を受ける者は、別記第七号様式による受領証又はこれに準ずる書面を提出しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p>(旅券の記載事項)</p> <p><b>第五条</b> 法第五条第四項の外務省令で定める事項は、本籍の都道府県名、生年月日及び性別とする。</p> <p>2 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>3 前項の氏名はヘボン式ローマ字によつて旅券面に表記する。ただし、申請者とその氏名についてヘボン式によらないローマ字表記を希望し、外務大臣又は領事官が、出生証明書等により当該表記が適当であり、かつ、渡航の便宜のため特に必要であると認めるときは、この限りではない。</p> <p>4 [同上]</p> <p>5 [同上]</p> <p>一〇三 [同上]</p> <p>[新設]</p> <p>(旅券の交付)</p> <p><b>第七条</b> 法第八条第一項の規定により一般旅券の交付を受ける者は、別記第五号様式による受領証を提出しなければならない。</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>4 法第九条第三項又は法第十二条第三項の規定による渡航先の追加又は査証欄の増補をした一般旅券の交付を受ける者は、別記第七号様式による受領証を提出しなければならない。</p> <p>5 [同上]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則 この省令は、令和三年四月一日から施行する。